

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和六年五月十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十二月十一日奈良県指令高土第二八一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年四月二十三日高土第一〇五二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年四月二十三日高土第四五一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂五丁目二六八番四及び二六九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目二九番地の二

株式会社関西ハウジング 代表取締役 西浦克至

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂五丁目二六八番四及び二六九番の各一部

下水道 香芝市逢坂五丁目二六八番四及び二六九番の各一部